## LED 照明器具の電気用品安全法に基づく試験を開始しました

平成24年7月1日から電気用品安全法、電気用品安全法施行令、電気用品安全法施行規則、電気用品の技術上の基準を定める省令が改正され施行されました。本改正によりLEDランプ等の製造または輸入をする場合、電気用品安全法に基づく届出と電気用品が、国の定める技術基準に適合していることが必要となります。また、LEDランプ等を販売する場合は技術基準の適合を示すPSEマークの表示が必要となります。

当財団ではこの技術基準の適合試験を開始いたしました。該当する品目及び検査項目については、以下の通りです。

## <該当品目>

- 1)「LED ランプ」(新設)
- 2)「LED 電灯器具」(新設)

## <検査項目>

省令第一項【別表第八】

- 1. 共通の事項
  - (1) 材料、(2) 構造、(3) 部品及び付属品、(4) 消費電力等の許容差(5) 雑音の強さ、(6) 電圧変動による運転性能、(7) 二重絶縁構造、(8) 始動性能、(9) 漏えい電流、一部省略、(12)表示
- 2. 個別事項 (例)
  - ・構造 ・絶縁性能 ・平常温度上昇等 ・熱変形 ・耐熱衝撃性 ・機械的強度 等。
- 3. LED照明全般に共通に追加された基準
  - ・光出力のちらつき(フリッカー)対策
  - ・供用期間中の発煙・発火
  - ・過入力状態の試験(消費電力 150%に上昇)
  - ・外郭の耐火性[グローワイヤ試験(650℃)に合格する材料]
  - 異常温度上昇

## <お問合せ先>

- 東京事業所 製品安全部 TEL 03-3829-2509
- · 大阪事業所 生活用品部 TEL 072-968-2226